第36回丹後半島駅伝大会2023 府民参加の部参加取扱要領

1 申込み

- (1) チーム構成は、開催要項「13 チーム構成」の規定により、1チーム選手6人 (補欠は2人まで可)とし、選手(補欠含む)の中からチーム代表者を1人登録 すること。なお、選手の性別は問わない。
- (2) 申込みは「第36回丹後半島駅伝大会2023 府民参加の部参加申込書」(別 紙)で申込むこと。
- (3) 申込期限は、令和5年9月6日(水) 17時までとする。
- (4) 府民参加の部の定員は10チームとし、定員を超える申込みがあった場合は抽 選とする。
- (5)選手登録の追加・変更は、令和5年10月4日(水)までに行うものとし、以 後は原則認めない。万一、未登録者の出場が判明したときは、その時点で当該チ ームを出場停止とする。
- (6) 参加費は1チーム5,000円とする。申込受付後、チーム代表者に専用の振 込用紙を送付するので、振込用紙到着後1週間以内に納入すること。なお、参加 費の納入をもって正式受付とする。
- (7) 令和5年10月4日(水)以降に参加を取り消した場合は、参加費を返金 しない。

2 駐車場及び大会中の移動

- (1) 出場チームは指定された駐車場に駐車し、駐車後は主催者の用意するバスを利 用しなければならない。
- (2) 駐車場及び大会中の移動の詳細は、出場チームに事前に案内する。
- (3) 伴走は、どのような理由があろうとも危険行為とみなし、判明した時点で失格 とする。

3 宿泊・弁当

- (1) 宿泊および大会当日の昼食弁当を希望するチームには、次の金額で斡旋する。
 - ・宿泊(1泊2食) 1人17,000円
- - ・弁当(汁物・お茶付き) 1個 1,100円
- (2) 宿泊・弁当は、参加申込と同時に令和5年9月6日(水)までに所定の申込書 にて申し込むものとし、代金はチーム代表者に送付する専用の振込用紙で参加費 とあわせて納入しなければならない。
- (3) 令和5年10月20日(金) 17時以降に取り消した場合は、取消料として全 額申し受ける。
- (4) 宿舎の割り当ては、主催者に一任するものとする。

4 試走

試走は、各チームの責任で自主的に行うものとする。

5 その他

登録者の大会前日の試走及び大会中の事故については、厚生会の傷害見舞金の対象とする。